

第2章 資源循環の方向性

第1節 2050年頃を見据えた資源循環の施策（中期：2030年頃）

2 2050年頃を見据えた中期的な資源循環の施策

(2) 循環経済、カーボンニュートラルに資する廃棄物処理・資源循環システム、循環産業の構築

① 循環経済、カーボンニュートラルに対応可能な廃棄物処理・資源循環システム

[取組主体：事業者、行政]

- ・ 小規模な一般廃棄物の焼却施設は100t/日以上、段階的に300t/日以上に集約化し可能な限りの熱利用やメタン発酵によるエネルギー回収を行う。
- ・ 資源循環施設についても広域化を図り、スケールメリットを創出する。
- ・ 現在あるバイオマス活用や堆肥化等をはじめ、焼却だけに頼らない地域特性に応じた社会システムを拡大、開発する。
- ・ CCUS¹、メタネーション²、プラスチックからの水素製造等の技術、さらには革新的な資源循環技術等の開発の動向把握に努め、可能なものから導入することで、温暖化対策にも寄与するシステムの構築を目指す。

② プラスチック（容器包装・製品）の資源循環への対応 [取組主体：事業者、行政]

- ・ 容器包装リサイクル法³やプラスチック資源循環促進法に基づきプラスチックの資源循環を進めるため、選別システムや再資源化技術の高度化・効率化を図る。また、資源回収拠点の活用等、回収機会を拡大し、回収量を増大させる。さらに、複数の市町と協力し、民間事業者との協働等の手法により広域的な資源循環スキームを構築する。

③ リサイクル率の向上 [取組主体：事業者、県民、行政]

- ・ 一般廃棄物について、容器包装や古紙等の分別収集を進め、リサイクルをさらに徹底する。やむを得ず焼却する場合でも焼却灰をセメント原材料として活用するセメントリサイクルを拡大する。
- ・ リサイクル率向上に資する施設として、公的関与による広域リサイクル拠点の整備も視野に入れる。

④ 地域における多面的価値の創出 [取組主体：事業者、県民、行政]

- ・ ごみ焼却施設については、電気だけでなく熱も外部供給することで社会全体としてのCO₂排出量の削減に貢献可能であり、災害時も含めた地域のエネルギー拠点としての位置づけとする。他分野への熱融通を念頭に、動脈産業⁴と連携可能な立地を進める。
- ・ 森林資源や有機性廃棄物等のバイオマスを地域での資源として捉え、エネルギーや肥料として循環利用する。

⑤ 動静脈協働の循環産業システムの構築 [取組主体：事業者、行政]

- ・ 資源循環に向け、廃棄物等を資源として再生させるリサイクル産業（静脈産業）とリサイクル素材を原材料として活用する製造業（動脈産業）とのマッチングにより循環産業システムを構築する。県は積極的に市町支援を行い、公民連携での資源循環を進める。

⑥ **適正処理の確保** [取組主体：事業者、県民、行政]

- ・ リチウムイオン電池⁵やそれを含む製品は処理過程での発火防止対策が課題となっているが、製造事業者や国からの技術情報の提供を受けつつ、県民の協力のもと、適正処理を進める。太陽光発電については、2030年代には、2012年の固定価格買取制度⁶の開始後、買取期間の20年、寿命とされる25年程度が経過することから、太陽光発電施設の県内の設置状況を踏まえつつ、太陽光パネルを含む再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルについて、計画的な適正処理が可能な体制を構築する。
- ・ 地域住民と行政が一体となって、不法投棄の未然防止に取り組む。そして、リサイクル産業の活性化を図り資源循環を進めるため、優良な事業者の育成も進める。